正	誤
ページ　段　行	
令和六年五月二十四日（号外第百二十四号）公布デジタル庁・総務省令第七号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令）（原稿誤り）	
九八　改正後欄　終りから一六条	施行規則二十五条
令和六年五月二十四日（号外第百二十四号）公布デジタル庁・総務省令第十号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令）（原稿誤り）	
一八四　改正後欄　終りから二	機構
〃　改正前欄　四	地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）
〃	地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）
一八六　改正後欄　七～一号	第一条の二第一項第一号
一八九　〃　五	市町村長に
一九四　改正前欄　一七	市町村長に
二〇六　〃　一〇	第六項
二一一　〃　終りから二	第二十二条第二項
二一二	住所地市町村長
〃　一一～一一〇	住所地市町村長
令和六年五月十五日外務省告示第百五十二号（セネガル共和国におけるカザマンス地方における女性の水産加工業従事者及びそのコミュニティの生活の質及び生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）	
三二	九ダカールで、
令和六年五月十七日農林水産省告示第九百四十六号（保安林の指定をする件）（原稿誤り）	ダカールで、セネガル共和国における
三四　終りから一三	一一三一
平成二十九年十二月八日（号外第二百六十六号）国土交通省告示第千百五十五号（昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件）（原稿誤り）	一一三一
一五	五改正欄後
改正後欄	改正後欄

本紙：令和6年6月20日より引用しております